

平成23年（ワ）第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面3

平成24年5月17日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

目次

第1	差止請求の根拠と主張立証責任	4
1	はじめに	4
2	差止訴訟の根拠	4
3	4つの原発（女川、志賀、泊、浜岡－先行訴訟）判決を比較した原発民事訴訟における請求根拠、判断基準、立証責任	5
4	主張立証責任	12
第2	「本件原子力発電所の安全確保対策」について	22
1	本件原子力発電所の構造	22
2	スクラム失敗の可能性	24
第3	改訂指針に照らした耐震安全性の評価・確認について	28
1	バックチェック審議の経過について	28
2	基準地震動等	29
第4	福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応について	36
1	福島第一原子力発電所事故の概要に関する反論	36
2	津波に対する安全対策と緊急安全対策の強化について	38
3	液状化がもたらす危険性	41
第5	地方自治体の状況	44
1	静岡県内市町議会の決議、意見書の可決、及び請願の採択等	44
2	静岡県内市町の首長の意見	45
3	小括	45
第6	「3. 11」から1周年後の動き	46
1	はじめに	46
2	「3. 11」1周年の動き	46
3	世界の動き	46
4	再稼働の動きに関連して	47

5	問いかけられるもの	48
第7	被告準備書面（1）「結語」について	49
第8	求釈明事項.....	52
1	地震動.....	52
2	津波	52
3	スクラム	53

第1 差止請求の根拠と主張立証責任

1 はじめに

原子力発電所の差止請求訴訟は、福島第一原発事故の発生と甚大な被害の発生という事態を受けて、新たな段階に入ったと言わざるを得ない。

原発の設置許可取消訴訟（行政訴訟）については伊方原発訴訟最高裁判決が、安全審査の目的、違法判断の基準、立証責任などの判断枠組みを示している。

これに対して、原発の建設・運転差し止め訴訟（民事訴訟）は多数提起されてきたが、最高裁判決は実質的な理由の書かれていない棄却判決しかなく、いまだ明確な判断基準を示した最高裁判決がない状態が続いている。このような状況の下で下級審における判断も統一していない。

原告らは訴状において詳細な主張をしているのであるが、被告が準備書面（1）において疑問を呈するので、更に、原発の建設・運転差し止め訴訟（民事訴訟）における判断の枠組み、とりわけ差止請求の根拠、差止判断の要件と立証責任などについて、原告らの主張を明確にすることとする。

2 差止訴訟の根拠

民事差し止め訴訟は人格権を根拠としている。すなわち、個人の生命、身体という重大な保護法益を違法に侵害され又は侵害されるおそれのある者は、その侵害を排除し又は侵害を予防するため、人格権に基づく差止請求権を有するとされている。人格権は憲法13条（25条の生存権や憲法前文の平和的生存権も含めることができるであろう）に根拠をもち、「人として持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性」を内容とするものである（ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁平成13年5月11日）。

国際法的には、人格権のさらに中核をなす生命権は、自由権規約6条に「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない」と規定されている。

また、社会権規約12条は「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受できる権利を有することを認める。」と定めている。

さらに、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）6条は、

「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」

と定めている。

これらの規定も、人格権の内容を明確にし、これを補強するものと言えるであろう。

3 4つの原発（女川、志賀、泊、浜岡一先行訴訟）判決を比較した原発民事訴訟における請求根拠、判断基準、立証責任

以下に、女川、志賀、泊、浜岡（先行訴訟）の各判決について、原発民事訴訟における請求根拠、判断基準、立証責任を比較してみる。

（1）女川原発1審（平成6年1月31日判決）

① 差止請求の根拠

生命・身体を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来に生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差し止めを求めることができる。

② 安全性の程度

原子炉施設の運転に伴い放出される放射性物質に起因する放射線による障害の発生の可能性が社会観念上無視しうる程度に小さい場合には、原子炉施設の運転による生命・身体に対する侵害のおそれがあるとはいえない。

③ 主張立証責任

(原発は有害な放射性物質を発生させ、原告らは生命・身体に直接的、重大な被害を受ける者として原告適格を有している)原告が立証責任を負っている事項(①原子力発電所の運転による放射性物質の発生 ②原子力発電所の平常運転時及び事故時における放射性物質の外部への排出の可能性 ③放射性物質の拡散の可能性 ④放射性物質の原告らの身体への到達の可能性 ⑤放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性)の立証はおこなっていること、安全性に関する資料をすべて被告側が保持していることを考慮すると、原発の安全性については、まず、被告の側において、安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある、立証を尽くさない場合は、安全性に欠ける点があることが事実上推定(推認)される。

④ 判断結果

「原子力安全委員会の審査方法、審査内容は、安全性に欠ける点はない。」とした。国の審査を通ったことをもって被告の立証は尽くされているとしたものであって、安全性の主張・立証を被告に求めた一般論が、具体的適用においては逆転し、結局は原告に安全性に欠けることについて全ての主張立証を求めたものになっている。

(2) 女川原発控訴審仙台高裁判決(仙台高裁平成11年3月31日判決)

この事件の控訴審判決である女川原子力発電所運転差止請求訴訟の控訴審判決(仙台高裁平成11年3月31日判決、判例時報1680号46ページ)においても、同様の法理に立ちつつ、安全審査の位置付けとして、次のように判示する。

「確かに、安全審査によって確認されるのが直接的には基本設計レベルで

の安全性にとどまるとの控訴人らの指摘は誤りではないが、当該安全審査の内容等により、具体的な設計施工の安全性が全体として推認される場合があるということまで否定されるべきではなく、本件の場合、かかる推認が働くと評価すべきことは原判決説示のとおりである。もっとも、原子力発電所における事故の重大性にかんがみれば、具体的な建設・運転段階における個々の問題性について、その頻度・程度などのいかんによっては、これを厳しく吟味すべき場合があることは当然であって、右のような推認が働くといっても、その推認の程度がそれほど高いものと解すべきではなく、当該原子力発電所等のトラブルや運転状況のいかんによって、右推認が覆される場合があることは別問題である。」

この判決は、立証責任の一般論については前記地裁判決を踏襲したものと解されるが、しかし国の安全審査に従った設置・運転許可がなされたという事実による推認は、具体的な建設運転段階の問題性を解消するものではなく、それほど高いものとは言えないとして、その推認の程度をさらに制限している。したがって、このような判断に従えば、原判決も、抛って立つ安全審査の内容に立ち入って、子細に検討しなければならなかったのである。すなわち、設置・運転許可がなされた場合であっても、その許可内容や審査基準に不合理な点がいくらかでもあれば、この推認はもはや働かなくなるとするのが相当だということになる。

(3) 志賀原発1号機設置差止訴訟（平成6年8月25日金沢地裁判決）

志賀原発1号機の設置差し止めに関する裁判においては、平成6年8月25日金沢地裁判決（判例タイムズ872号95頁）は次のとおり判示した。

「ところで、原子力発電所の運転による人格権侵害を理由とする差止請求においても、そのほかの人格権に基づく差止訴訟の場合と同様、侵害が

原告らに及ぶ危険性があることについての立証責任は、差止を請求する原告らにあると解される。したがって、本件差止請求が認められるためには、原告らは、本件原子力発電所の運転によって、原告らの生命、身体等の人格権が侵害される具体的な危険があることを立証する必要がある。

もともと、原子力発電は、後記のとおり、高度の科学技術を用いて、核燃料における核分裂反応を制御しながら継続的に起こさせ、これによる熱エネルギーを利用した蒸気によってタービンを回転させて発電を行うものであるから、常に潜在的な危険性を内包しており、このような技術利用の前提となる安全管理が不十分である場合には、右の潜在的危険が顕在化する可能性を有しているものである。そして、右の安全管理の方法は、個々の原子炉設備やこれを保有管理する電力会社によって異なり、しかも、このような点についての資料は、すべて被告が保有している。そこで、これらの事実に鑑みれば、前記の原告らの立証すべき事項のうち、本件原子力発電所の安全性については、まず、被告において、相当の根拠を示して安全性に欠けるところがないことを明らかにすべきであり、被告がこれを行わない場合には、本件原子力発電所は安全性に欠けるところがあるとの事実上の推認が働くと解するのが相当である。」

ここでも、相当の根拠として設置許可を得ていることのみで足りるとの判示はなされていない。

(4) 泊原発1審（平成11年2月22日判決）

泊原発の1審判決は、立証責任についても安全性の程度についても何ら判断をしていない。

「多重防護という考え方を基本として安全性の確保が図られている。・・・多量の放射性物質を環境へ放出する事故の発生は極めて高い確率で防止されているものと評価できる。」として、生命・身体に侵害を及ぼす

具体的危険性がないと判断した。

福島第一原発事故後においては、このような「多重防護」、「確率」によって安全性を判断することは明らかに間違いであったことが判明している。

(5) 志賀原発2号機1審(2006年3月24日判決)

① 主張立証責任

原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公正の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべきである。

各被告において、まず、各原子炉施設の安全性に欠ける点のないことについて立証する必要があるとして、各被告が主張する各原子力発電所の安全確保策を全般にわたって認定、検討しているが、当裁判所は、上記のとおり、その考え方は採らないので、本判決においては、原告らが、人格権侵害の具体的危機があると主張する点について、重点的に検討することになる。

② 原子力安全委員会の審査を経ている事実が、被告に求められる反証の成否に如何なる影響を与えるか(被告による安全性の主張立証の内容)

安全審査においては想定されていなかった異常事象が現実には度々発生していること、本件原子炉の安全審査が行われたのは平成11年3月であって、その後今日までの原子力発電所を巡って生じた事象や新たに得られた知見は前提とされていないこと等をふまえると、安全審査を経て通商産業大臣による本件原子炉の設置変更許可がなされているからといって当該

原子炉施設の安全設計の妥当性に欠ける点がないと即断すべきものではなく、個別具体的に検討して判断すべきである。

③ 主張立証の成否

本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証したというべきである。

これに対して、被告がした主張立証は、耐震設計審査指針に従って本件原子炉を設計、建設したことに重点が置かれ、原告がした耐震設計審査指針自体に合理性がない旨の主張立証に対しては、積極的な反論は乏しく、現在調査審議が継続中の耐震設計審査指針の改訂が行われれば、新指針への適合性の確認を行うと述べるに止まった。

被告の主張、立証を総合すると、原告らの立証に対する被告の反証は成功していないといわざるを得ない。

(6) 浜岡原発1審（先行訴訟）判決（平成19年10月26日判決）

① 差止請求の根拠

生命・身体を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来に生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差し止めを求めることができる。

人格権に基づき原子炉施設の運転差止を求めることができるのは、人格権が侵害される具体的危険性が存在する場合である。

② 主張立証責任と立証対象

「原子炉施設の安全設計、安全管理等に関する資料の大部分を被告が保有し、証拠が偏在していること、企業秘密等の制約があるため原告らが立証に必要な資料を入手することが困難であることなどの事情に照らせば、被告は、当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置、

運転されていることについてまず主張立証する必要がある。

その主張立証を果たさないときは、人格権侵害の具体的危険性の存在を推認するのが相当である。

被告が立証した時は、原告らにおいて、上記国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを具体的な根拠を示して主張立証すべきである。」

としている。

ここでの判断の最大の問題点は審査基準が合理性を要することについては触れていないことである。その審査基準が合理性を有することについて被告が主張立証を尽くしているか否かの審理をしないで、法令に従っていることを審理するだけでは、被告の主張立証の有無について審理をしないことと同じである。基準の合理性について被告に何らの主張立証も要求しないで、逆に基準の不合理性について、原告らに主張立証を要求していることとなる。

③ 安全性の程度

「原子炉施設の安全性とは、起こり得る最悪の事態に対しても周辺住民等に放射線被害を与えないなど、原子炉施設の事故等による災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味し、およそ抽象的な想定可能なあらゆる事態に対し安全であることまで要求するものではない。」

としている。

このような基準は意味が不明である。起こり得る最悪の事態下では、周辺住民等に放射線被害を与える。周辺住民等に放射線被害を与えない事態は、起こり得る最悪の事態ではない。

この判決は、抽象的に想定可能な事態であるとして排除した事態が発生して周辺住民等に放射線被害を与えたとしてもそれは構わないというもの

である。

このような甘い判断基準が先行訴訟の地裁判決の過ちの根源であったといえる。

④ 具体的地震想定と抽象的可能性

「基準地震動 S_2 以上の地震動が発生する確率は極めて低い。

安政東海地震、宝永東海地震を超える地震の可能性を全く否定することはできないが、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない。

安政東海地震を再現する中央防災会議モデルに合理性があり、アスペリティが本件原子炉施設直下ないし近傍に存在する可能性、想定震源域のプレート境界面の深さが浅い可能性は採用できない。

そのような大きな地震モデルは、可能性としてはともかく、科学的な根拠をもって合理的に想定し得るものではない。」

としている。

この具体的判断は、前記の誤った安全性の判断基準を適用した結果である。このような判断の誤りも重要である。

4 主張立証責任

(1) 浜岡（先行訴訟）地裁判決の関連判示

以下において、再度、立証責任に関する浜岡（先行訴訟）地裁判決の判示について、他の重要な裁判例の考え方と比較し、浜岡（先行訴訟）地裁判決の立証責任に関する判断が如何に特異なものであったかを論証する。

まず、同判決は、「原子炉施設に内包する危険性、原子炉の利用に対する国の規制及びその保護法益に加え、原子炉施設の安全設計、安全管理等に関する資料の大部分を被告が保有し、証拠が偏在していること、企業秘密等の制約があるため原告らが立証に必要な資料を入手することが困難であ

るなどの事情に照らせば、被告は、当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置、運転されていることについてまず主張立証する必要があり、被告がその主張立証を果たさないときは、人格権侵害の具体的危険性の存在を推認するのが相当である。」としつつ、さらに「被告が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って当該原子炉施設を設置、運転していることを立証したときは、原則どおり、原子炉施設の運転差止を請求する原告らにおいて、上記国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを具体的な根拠を示して主張立証すべきである。」とした（31 ページ以下）。

被告が「原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って当該原子炉施設を設置、運転していること」という、きわめて自明な事項だけを論証すれば、原告らが「国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを具体的な根拠を示して主張立証すべき」として、事実上すべての立証責任を原告側に課す判断を示し、この論理に基づいて判断を行っている。

(2) 同判決の考え方によっては証拠の偏在という重大問題は解決できない

同判決の言うように、原子炉施設に内包する危険性や侵害されるおそれのある保護法益が極めて重大であることを前提に、さらに証拠の偏在が存在することを考慮すれば、まずは原子炉施設を設置、運転する者に安全性の立証責任を負わせるのが相当である。立証に必要な資料を保有しない住民側原告に立証責任を負わせるならば、大きな困難もしくは不可能を強いることになるからである。また、保護法益の重大性に照らせば、そもそも必要な資料を保有して立証が容易である設置者に立証責任を負わせることが社会的にも相当でもある。

これに対して、同判決の言う「当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置、運転されていること」だけでは、証拠の偏在

を何ら解消するものとはなっておらず、依然として、住民側原告にとって、証拠の偏在によって立証が困難であり、あるいは不可能であることに、何ら変わりがない。

したがって、この点を考慮しようとしめない同判決は、重大かつ広範な法益侵害をもたらさうる原子炉施設の安全性確保の観点からは、全く容認することのできないものである。

(3) 志賀2号機についての金沢地裁の判断

北陸電力志賀2号機について平成18年3月24日金沢地裁判決（判例時報1930号25頁）は、立証責任の分担について、次のように判示し、新たな見解を示した。

「人格権に対する侵害行為の差止めを求める訴訟においては、差止請求権の存在を主張する者において、人格権が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることを主張立証すべきであり、このことは、本件のような原子炉施設の運転の差止めの可否が問題となっている事案についても変わるところはないと解すべきである。そして、前記第1章第2の2（5）イ、エの各事実によれば、原子炉周辺住民が規制値を超える放射線被ばくをすれば、少なくともその健康が害される危険があるというべきであるから、本件において原告らは、本件原子炉の運転により、原告らが規制値（以下「許容限度」ということがある。）を超える放射線を被ばくする具体的危険があることを主張立証すべきことになる。

他方、原子力発電所は大量の放射性物質を内蔵しており、電気事業者が何らの制御策も放射線防護も講じることなくこれを運転すれば、周辺公衆が大量の放射線を被ばくするおそれがあるところ、被告は、高度かつ複雑な科学技術を用いて放射性物質の核分裂反応を制御しながら臨界を維持するよう本件原子炉施設を設計するとともに、多重防護の考え方に基づいて各種の安全保護設備を設計しており、本件原子炉施設におけるこれらの安

全設計及び安全管理の方法に関する資料は全て被告が保有している。

これらの事実にかんがみると、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべきである。

なお、本件と同様に、人格権又は環境権に基づいて原子力発電所の建設差止めや運転差止めを求めた従来の訴訟の判決の多く（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例タイムズ850号169頁、仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号46頁、金沢地裁平成6年8月25日判決・判例タイムズ872号95頁、名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決・同994号82頁、福井地裁平成12年3月22日判決・同1043号259頁）は、各被告において、まず、各原子炉施設の安全性に欠ける点のないことについて立証する必要があるとして、各被告が主張する各原子力発電所の安全確保策を全般にわたって認定、検討しているが、当裁判所は、上記のとおり、その考え方は採らないので、本判決においては、原告らが、人格権侵害の具体的危険があると主張する点について、重点的に検討することになる。」

この判断は、非常に興味深いものである。これまでの人格権又は環境権に基づいて原子力発電所の建設差止めや運転差止めを求めた従来の訴訟の判決の多くが、各被告において、まず、各原子炉施設の安全性に欠ける点のないことについて立証する必要があるとしつつ、実際にはその結論においては安全審査における国の認定事実をよりどころに、この立証責任が果

たされているかのように論じてきた。それをあからさまに示した極端な例が浜岡（先行訴訟）の地裁判決である。

ところが、この志賀2号機の金沢地裁判決は「原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合」には、当該事項については「原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべき」として、被告に立証責任を転嫁しているのである。そして、安全審査の基準である耐震設計審査指針の内容に不合理な点があるという原告の立証が成功していると判断して、被告は必要な反証を尽くしていないとして原告の請求を認めたのである。

そして、同判決は「本件原子炉施設の耐震設計については、その手法である大崎の方法の妥当性自体に疑問がある上、その前提となる基準地震動 S_2 設計用模擬地震波を作成するについて考慮すべき地震の選定にも疑問が残るから、本件原子炉敷地に、被告が想定した基準地震動 S_1 、 S_2 を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的可能性があるというべきであり、これに六で検討した結果（基準地震動 S_1 、 S_2 を超える地震動を受けた時、機器の単一故障や単一の誤操作に止まるものではなく、様々な故障が同時にあるいは相前後して発生する可能性が高く、そのような場合、被告が構築した多重防護が有効に機能するとは考えられない）を併せ考えると、原告らは、本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証したというべきである」と判示して「相当程度の立証」の具体例を示している。

要するに、志賀2号機の金沢地裁判決は安全審査基準を超える地震動が

発生する具体的可能性があることを原告側で立証すれば、原告側の「相当程度の立証」はなされていると判断しているものである。

これを、本件訴訟でいえば、 S_2 を超える地震動が発生する具体的可能性を原告らが立証すれば、被告は「許容限度を超える放射線被曝の具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、そのような反証を尽くさない場合は「許容限度を超える放射線被曝の具体的危険」の存在が推認されるということである。

この考え方に基づけば、浜岡（先行訴訟）の原告らは、アスペリティの位置を本件原発の直下に想定し、震源断層面の深さを10～15kmに想定する地震が発生する可能性があること、その場合には S_2 地震動を大きく超える地震動発生の可能性のあることを相当の根拠に基づいて主張立証したのであるから、これに対し、被告中部電力が「許容限度を超える放射線被曝の具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くさなければならないことになる。その反証が尽くされなければ、「許容限度を超える放射線被曝の具体的危険」の存在が推認されるはずである。

志賀2号機の金沢地裁判決は、原告らに立証責任を課した判決と一般には理解されているようであるが、争点を設定し、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があることを論証すれば、当該事項については被告に立証責任が転換されるとした判決として正確に理解すべきである。

(4) 被告は国の諸規制に従って設置運転していることを立証するだけでよいのか

浜岡（先行訴訟）の地裁判決の立証責任論の特殊性は、被告側に立証を尽くすべき責任があるとしながら、被告が立証しなければならない範囲は「原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って当該原子炉施設を設置、運

転していること」に限定されている。少なくとも、これまでの他の訴訟の判決では「被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要があり、被告が右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）される」とされていたのであり、設置許可を受けていること以外にも主張立証を要する事項があることが前提とされていた。ところが、浜岡（先行訴訟）地裁判決においては被告の側の立証負担が大幅に低減されているのである。

浜岡（先行訴訟）地裁判決が、第2章で検討していることは、実は人格権侵害の具体的危険性が存在しないことに関する主張立証についての検討ではなく、本件原子力発電所が旧指針に従って設置許可されていることと、被告が国から許認可を受けて原子炉を運転していると主張していることを検討しているに過ぎない。

これまでの判決では原子力安全委員会の専門的な審査が行われていることを根拠に、設置許可のための安全審査が行われていることが相当の根拠にあると判断する判決があったことは事実である。しかし、この場合にも安全審査の具体的審査内容を子細に検討して安全審査が合理的根拠に基づいて判断されたと認めたとうえで、原子力安全委員会の組織・性格をも考慮して、これによって立証が果たされたと判断していたのであり、形式的に許認可を得れば十分とされた判決例はこれまで皆無であった。

たとえば、前述の女川訴訟の地裁判決は、「本件安全審査における本件原子炉施設の事故防止対策にかかる安全性の判断は合理的根拠に基づいて行われたものであると認めることができ、右事実及び前記認定の原子力安全委員会の組織性格を考え合わせれば」安全性を確保しうることにつき、推認されるとしているのであって、安全性が推認される範囲も安全審査で審査の対象とされている基本設計に関する事項について推認が働くとしたも

のにすぎない。このことは、前記の仙台高裁判決の引用部分も前提として
いるところである。

安全審査が合理的根拠に基づいてなされたことが、安全審査に通ったこと
による推認の大前提とならなければならないことは当然のことであって、
したがって、被告が、国の諸規制に従って設置運転していることを立証す
るだけでよいとする浜岡（先行訴訟）地裁判決の考え方は明らかに不当で
ある。

(5) 浜岡（先行訴訟）地裁判決の問題点

浜岡（先行訴訟）地裁判決は、主張立証責任の変更を認めるべき理由に
ついての考察が不十分であり、その結果、被告に対し、人格権侵害の具体
的危険性が存在しないことの立証責任を課さなかった違法がある。

すなわち、これまでの判決例では、証拠の偏在していることが被告が相
当の根拠を示して安全性を立証しなければならないことの根拠とされてき
た。

ところが、同判決においては、「国の諸規制」に従っていること（現に運
転されている原子力施設に国の規制に従っていないものがあるはずがない）
さえ立証すれば、その立証事項の範囲を問わず全面的に原告側に立証責任
が転換されることとなっている。それでは、証拠の偏在を是正することな
ど到底できないことは論理的に明らかである。

このような判断は、全く不合理であり、これまでの判決例のいずれの判
断とも非常に異なる、極端に事業者側に有利なものであると言わざるを得
ない。

(6) 国の安全審査による安全性の推認は働かない

また、浜岡（先行訴訟）地裁判決は、「被告は、当該原子炉施設が原子炉
等規制法及び関連法令の規制に従って設置、運転されていることについて
まず主張立証する必要がある」とするが、その趣旨は、原子炉等規制法及

び関連法制の規制、それに従ってなされた安全審査が合理的であることを前提とすると解されるから、原告らが、これら諸規制による安全審査が不合理であることを主張立証したならば、同判決の言うように「人格権侵害の具体的危険性の存在を推認するのが相当である」ということになるはずである。そうであれば、その後は、被告において、本件施設の安全性に欠けることがないことについての立証責任があるとするのが相当ということになる。

そもそも、旧耐震設計審査指針は、現在の知見に照らして、もはや不合理とされたからこそ新指針が策定された。本件においても、被告は、準備書面（1）において、安全審査において自ら申請した内容をよりどころとするのではなく、安全審査とは関係のない、中央防災会議の東海地震モデルを、その根拠として援用し、このモデルに基づく東海地震に本件原発が耐えられることを主張している。それは、中央防災会議の東海地震モデルが新知見に基づくモデルの一つであったからであり、許可申請書に記載したものは古い知見に基づく不合理なものであることを認めていたからにほかならない。

これに対して、原告らは、訴状において、安全審査が前提とした旧指針が不十分であること、それによってなされた安全審査が不十分であることを指摘しただけでなく、中央防災会議モデルによって想定されたアスペリティの位置は浜岡原発にとって最も厳しいものではないこと、震源断層面の深さは最新の知見からすれば誤っている具体的可能性があること等を主張している。

なお、被告は、二度にわたって新耐震設計審査指針に基づくバックチェックの報告書を国に提出しているという。この手続き自体が旧指針による耐震設計の限界を認めた上でなされているものであり、旧指針の下における国の安全審査の合理性そのものが自己否定されている状況にあるのであ

る。そして、被告については、このバックチェックの手続きすら中越沖地震の発生によって完了していない実情にある。

したがって、国による安全審査によって設置・運転許可がなされたことによる安全性の推認など働きようのないことが前提で本件訴訟が展開されていると言える。このような推定は、もはや完全に覆されており、本来に戻って、被告が施設の安全性を立証する立証責任を負うこととなっていると解される。

よって、被告は、発生する可能性のある全ての地震に対して、施設が耐震設計上問題がなく、本件施設の安全性に欠けることがないことの立証責任を負うと解するのが相当である。

第2 「本件原子力発電所の安全確保対策」について

1 本件原子力発電所の構造

(1) 原子炉本体

燃料被覆管を組成するジルカロイは、ジルコニウムが熱中性子を吸収しにくいという性質を有することなどを理由に燃料被覆管の素材として採用されているが、原子炉の緊急時に被告の指摘する非常用冷却系設備等が機能せず燃料棒が水に覆われない状態となってしまった場合、燃料被覆管の損傷や、ジルコリウムが水蒸気と化学反応を起こすことにより水素を発生させ、水素爆発の原因となる。

東京電力株式会社による平成23年12月2日付福島原子力事故調査報告書（中間報告書）2頁，同80頁においても、燃料棒の露出による燃料被覆管の損傷や水-ジルコニウム反応による水素の発生及びこれによる水素爆発を指摘している。

(2) 「原子炉停止（原子炉スクラム）系」について

本件原子力発電所3号機，4号機と同型の沸騰水型原子炉（BWR）において，過去に以下のような意図せぬ制御棒引き抜け等の事故が発生しており，被告の主張するフェイル・セーフ設計がなされているとは言い難い。

ア 平成11年6月18日に発生した志賀原発1号機の制御棒引き抜け事故

北陸電力志賀原子力発電所1号機においては，実施された第5回定期試験の際に行われた「原子炉停止機能強化工事機能確認試験」（ARI試験）のときに，制御棒の引き抜け及びこれに基づく臨界事故が発生している。この事故の経過については，北陸電力の報告などによると，概要以下のとおりである。

制御棒駆動機構の機能試験を行う目的で，試験対象となる1体の制

制御棒駆動機構を除く 88 体の制御棒駆動機構について、制御棒駆動系水圧制御ユニット（HCU）と隔離するため、88 体制御棒駆動系挿入配管隔離弁（101 弁）及び制御棒駆動系引抜配管隔離弁（102 弁）を順次閉止する作業を行っている際に、想定外の制御棒の引き抜けが起こり、最終的には 3 本の制御棒の引き抜けが生じたことにより、原子炉の臨界状態に至った。

このように、原子炉が臨界状態に至ったことから、原子炉の自動スクラム信号が発生したが、上記 101 弁が閉状態であったこと及び水圧制御ユニットアキュムレータに圧力が充填されていなかったことから、直ちに制御棒が挿入されなかった。

なお、アキュムレータの圧力充填に関しては、引き抜けた制御棒につき 101 弁が閉止されているため、スクラム信号が発生し制御棒駆動系スクラム入水弁（126 弁）及び制御棒駆動系スクラム出口弁（127 弁）が開動作をしても、アキュムレータの圧力の有無にかかわらず当該制御棒のスクラム挿入はできない状態であった。

事故発生から、現場状況や操作内容を確認し、制御棒を挿入するまで、約 15 分を要した。かかる制御棒の挿入については、全制御棒の挿入元弁（101 弁）及び引抜元弁（102 弁）の開動作を実施したことにより、引き抜けた 3 本の制御棒の 101 弁・102 弁が開いたことによって、制御棒駆動水系の圧力が制御棒駆動機構に伝わり、制御棒の挿入が始まったものである。

イ 本件原子力発電所における制御棒引き抜け事故

本件原子力発電所 3 号機においても、平成 3 年 5 月 31 日、185 本中 3 本の制御棒が引き抜けるという事故が発生している。

ウ 駿河湾地震による 5 号機制御棒駆動ユニット破損

平成 21 年 8 月 11 日午前 5 時 7 分に発生した駿河湾地震（マグニ

チュード6.5)の際には、本件原子炉5号機の制御棒駆動機構モーター制御ユニットの故障が発生している。

また、上記故障の規模については、毎日新聞の報道(平成21年8月12日)によると、5号機にある約250本ある制御棒のうち約30本の制御棒の駆動装置が故障していたと報じられている。

2 スクラム失敗の可能性

(1) アキュムレータ

上記志賀原子力発電所3号機事故においては、アキュムレータに圧力が充填されていなかったこと等から、直ちにスクラムを行うことができなかった。

このことからすると、本件原子力発電所の各原子炉においても、スクラムアキュムレータが地震動または津波によって破損する事態が生じた場合、スクラムによる制御棒挿入が不可能となることが十分考えられる。

(2) 3連動地震による制御棒駆動機構の故障

上記駿河湾地震発生時、5号機原子炉建屋地下2階で観測された地震加速度は4.26ガルであり、本件原子力発電所3号機ないし5号機で策定された基準地震動 $S_2=600$ ガルを超えるものではなかった。

また、マグニチュード(M)と地震エネルギー(E)の関係は

$$\text{Log}_{10}E=4.8+1.5M$$

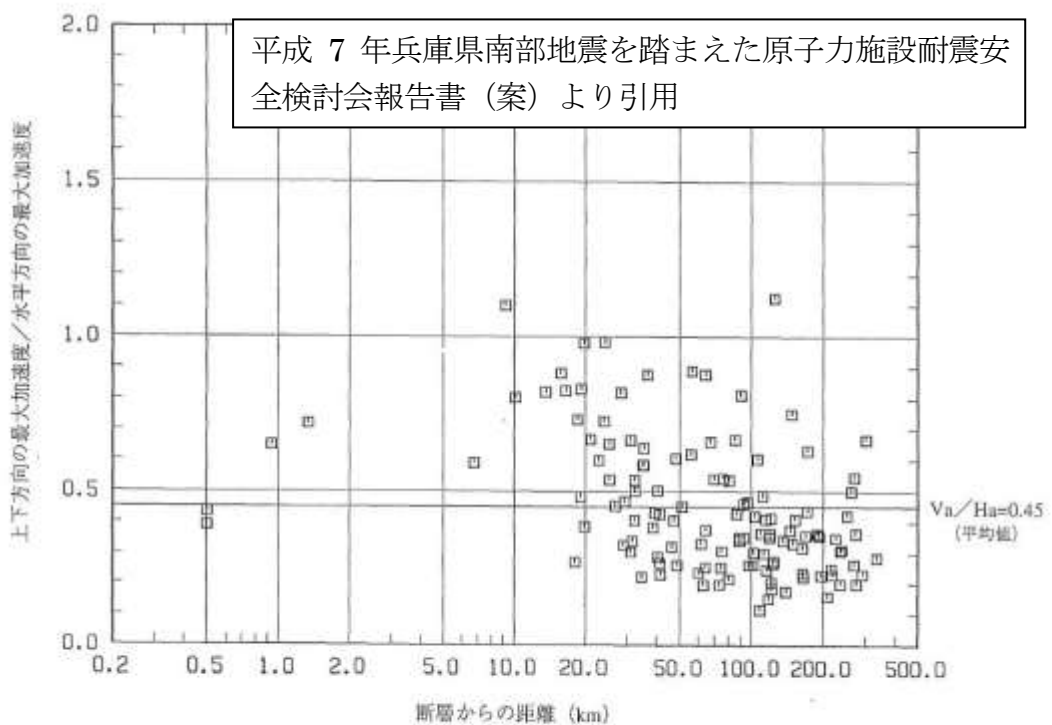
であるから、マグニチュード8であれば上記駿河湾地震の1.25倍以上、マグニチュード8.5であれば約1000倍のエネルギーがあることになる。

平成24年3月31日に内閣府の検討会が発表した東海・東南海・南海地震が起きる南海トラフの巨大地震の強震断層モデルによる想定マグニチュードは9.0(想定震度は7)であるから、マグニチュード6.5に過ぎない駿河湾地震で上記のような制御棒駆動機構の故障が生じた

ことは、本件原子炉の制御棒駆動機構の地震に対する脆弱性の表れに他ならず、3連動巨大地震がより大規模の故障が発生し、スクラムができない蓋然性がある。

(3) 3連動地震の地震動によるスクラム失敗

また、地震動には、縦揺れ（上下動）と横揺れ（水平動）があり、それぞれの最大加速度において性能が発揮しうるかが問題となる¹。原発においては、耐震性においてすら、上下動加速度／水平動加速度が平均的に0.5程度であることを理由として、上下動の最大加速度は水平動の最大加速度の0.5倍の数値を基準とすることとされている。



第5-6図 断層からの距離と水平方向及び上下方向それぞれの最大加速度の比の関係

しかし、0.5倍とは、あくまで数多い地震の平均値に過ぎず、地震によっては1を上回るものも存在する。兵庫県南部地震（阪神大震災）でも一部地域で観測されているところである。しかも、「上下動が水平動

¹ 耐震性も当然問題となる。

を上回る観測点、は、海岸近くや河川敷など軟弱な地盤が多く」（平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書（案）・13頁）とされており、まさに浜岡原発において当てはまる場所である。

今回の東北地方太平洋沖地震による福島第一原発の事故の最大の教訓とは、原子力発電所の安全性の評価には、1000年に1度のリスクであっても看過してはならない、というものである。

また、福島第一原発においては、スクラムには成功していてもあれだけの事故となったものであり、仮にスクラム失敗などということが起きれば、どれだけの大惨事が招来されるかは想像を絶するものである。還元すれば、スクラムは、地震が起きた場合に絶対的に動作しなければならないものであることは、言を俟たない。

したがって、スクラム作動の評価においては、地震動ないしは最大加速度において、前記南海トラフにおけるM9クラスの3連動巨大地震によって、震度7となる諸種の地震動を策定し、かつ、最大加速度において上下動と水平動が少なくとも同じものがミックスされたものを用いて、炉心と制御棒実機ないしはこれを精密に模した模型でもって、検証されることが必要となるが、このような安全確認は行われていない。

3連動巨大地震において、縦揺れと横揺れがミックスされた強い地震動に襲来された場合、スクラムは失敗に終わる可能性が高い。

（4）沸騰水型原子炉における制御棒駆動系の問題点等

沸騰水型原子炉の制御棒駆動機構（CRD）においては、水圧駆動によって下方から制御棒を挿入する方式となっているが、これは、上記制御棒引き抜け事故などからも分かるように、アキュムレータの破損等により制御棒の挿入不能の事態が生ずる危険性がある。

これに対し、加圧水型原子炉において、制御棒（制御棒クラスタ）が

電動の制御棒駆動機構により炉心内に挿入される構造となっており、緊急時には制御棒が電力による保持を離れることにより重力により炉心内に全挿入される構造となっている。

これらの構造を比べると、沸騰水型原子炉における制御棒駆動系は、動作に外圧を要することや構造の複雑さにより、機器の人為的操作ミスや破損等により制御棒の挿入ができない事態を生ずる可能性が加圧水型原子炉より高く、安全性の低い方法といえる。

(5) 圧力バウンダリ

圧力バウンダリは、原子炉の圧力上昇等の異常事態や地震時に生ずる加重にも耐え得る構造強度を有していない。

福島原子力発電所1号機（GE社製 Mark I 型沸騰水型原子炉）においては、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生後、同日午後2時52分ころから約10分間で原子炉圧力は7 MPa から約4.6 MPa まで一気に2.4 MPa（約2.4気圧）も急降下していることが記録されている（東京電力による平成23年5月16日公開記録）。

ところが、東京電力による「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書／東京電力福島原子力発電所の事故について」添付資料Ⅳ-1の10頁図3. 1. 2にあるメルトダウン・シミュレーション解析結果によれば、同日午後2時52分から同3時3分まで非常用復水器（IC）を動作させたことによる圧力降下は、約1.4 MPa（約1.4気圧）と算定されている（当該シミュレーションにおいては、配管破断は想定していない）。

かかるシミュレーション結果と乖離した現実の測定結果は、まさに（配管破断などでなければ）説明できない異常な圧力低下といえる。

第3 改訂指針に照らした耐震安全性の評価・確認について

1 バックチェック審議の経過について

(1) 中越沖地震

2007（平成19）年7月に中越沖地震が発生し、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において設計用地震動を上回る地震動が観測された（訴状49頁以下）。その要因として、右地震から10カ月後の2008（平成20）年5月22日、同発電所の地下構造特性にあるとする東京電力の報告が保安院に提出された。

この過程を検討したとき、東京電力の地下構造調査が不十分であったと言わざるを得ない。同地震の震源は原発の北西沖19kmから直下に及ぶ「F-B断層」だったとされる。

ところが、東京電力が1980（昭和55）年に6、7号機の設置許可申請を国に出した際は、「長さ7～8kmで活断層ではない」と評価していた。

その後、2003（平成15）年に始めて「長さ20kmの活断層」と見直して国に報告したが、対策は取っていなかった。

そして、上記地震後に、ようやく大規模な海上音波探査を経て「最大36km」に見直し、基準地震動も最大2300ガルに引き上げている。そして、耐震補強と設備点検のため同原発は2年近くも全基が停止。うち3基は未だに運転再開のめどが立っていない。

(2) 耐震バックチェックの要請

2008（平成20）年6月原子力安全委員会から保安院に対し、柏崎刈羽 原子力以外の原子力発電所についても地下構造特性の影響が適切になされているかどうかを検討するよう要請がなされた。保安院は、これを受けて、同年9月4日「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」を原子力事業者等に対し、先に発出した中間取りまとめの指示事項に加え、耐震バックチェックに反映するよう求めた。この通告は、指針の形式はとっていないものの、改定された指針の不足部分を補う実質的な追加指針というべきものである。

(3) 浜岡原発におけるバックチェック等の経過

被告は、同年8月8日、同年9月から翌年6月までの予定で地下構

造特性の調査を実施すると発表、その取りまとめは2009（平成21）年9月予定とした。ところが、同年8月11日駿河湾地震が発生した。本件原子力発電所では、5号機の地震動が他号機に比べて顕著に大きかった。保安院は、被告に対し、5号機の耐震設計上重要な設備の地震応答解析による健全性評価結果等を報告すること、また、併せて、5号機の地震観測記録が他号機に比べ大きいこと等についても十分分析を行い、その結果得られる知見をバックチェックに反映することを求めた。

5号機についてさらに言えば、2011（平成23）年5月14日、復水器の細管が破損して冷却用の海水が漏れ、約5トンが原子炉に流入したと見られる事故が発生した。中部電力浜岡原子力総合事務所の水谷所長は、右事故をうけて、御前崎市議会で「5号機を設計段階から見直す」と発言している。

保安院は、同年11月11日、被告に対し、同年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から現時点までに得られている知見を踏まえた津波評価及び地震動評価を実施するよう求めている。

このように、本件原子力発電所については、バックチェックさえも審査が継続中の有様である。

そして、被告が自認しているように、駿河湾地震後の追加調査も未だ継続中である。ましてや、一番肝心の東北地方太平洋沖地震から得られた新たな知見や想定に基づく地震動評価や津波評価は未だまとまっていない。

（4）小括

被告は、5項（P96）において、駿河湾地震が発生した後、3、4号機について、右地震後も安全機能を維持していることを確認し、5号機についても、耐震設計上重要な施設について地震応答解析による健全性評価を行い、その安全性機能を維持していることを確認したと主張しているが、以上の経緯等から到底認められない。

2 基準地震動等

（1）緒論

被告は、当初報告及び2008（平成20）年度調査結果を踏まえた検討用地震の地震動の再評価に基づき、本件原子力発電所3ないし

5号機の基準地震動S_sの策定について述べている。

しかしながら、地震動については常に最新の知見に基づき、アップデートされたもので検証し続けられなければならないものであって、被告主張は時代遅れであり、福島第一原発の教訓をまるで無視したものである。

福島第一原発の事故は、事故前に既に東京電力においても既知となっていたところの、過去の巨大津波発生の知見に関する真剣な検討がなされていなかったことがその大きな原因となっているものであって、被告がこのような態度である限り、第2の悲劇の発生を防ぐことはできないであろう。

(2) 中央防災会議・専門調査会

この件に関して、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会2011（平成23）年9月28日報告より重要部分を抜粋して述べる。「これまで、中央防災会議の下に設置された専門調査会では、今回の東北地方太平洋沖地震の震源域を含む地域に発生する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震に対して、対象地震・津波の想定を行ってきた。その際、当該地域で過去数百年間に経験してきた地震・津波を再現することを基本として、過去に繰り返し発生し、近い将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波を、想定対象地震・津波と考え、地震動と津波の検討対象としてきた。」

「今回の東北地方太平洋沖地震は、我が国の過去数百年間の資料では確認できなかった、日本海溝の複数の震源域が連動発生したM9.0の地震であった。このような地震が想定できなかったことは、過去数百年に経験してきた地震・津波を前提に、日本海溝の地震・津波を想定してきた結果であり、従前の想定手法の限界を意味している。

「地震・津波の想定が異なっていたことから、従前想定していた地震動の範囲、津波高、津波の範囲、浸水域が大きく拡大することとなった。」

要するに、防災上、従前設定した地震動の限界を認め、巨大連動型大地震を想定して新たな地震動の策定を促すものとなっている。

(3) 南海トラフの想定地震

また、東日本大震災の深刻な被害を受けて、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が設置され、2012（平成24）年3月31日、同検討会は、「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」を発表した。

同報告においては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とされており、また、「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることを見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある。」とされているところである。

そして、南海トラフでおきる連動地震の想定マグニチュードは9.0（津波においては9.1）、静岡県付近では震度7の地震が設定されている。

(4) 規準地震動S_s策定における「敷地毎に震源を特定して策定する地震動」 ア プレート間地震

被告は、準備書面1・95頁以下において、プレート間地震として①想定東海・東南海・南海地震：宝永地震（M8.6）、②想定東海・東南海地震：永長地震ほか3（M7.3～8.4）、③想定東南海地震：東南海地震（M7.9）、④想定東海地震（M8.0）を抽出し、このうち、検討用地震として④想定東海地震及び②想定東海・東南海地震、並びに①想定東海・東南海・南海地震を選定した、としている。

しかし、そもそも、前記のとおり、これら検討用地震のマグニチュードは、南海トラフで想定されるM9.0以上の超巨大地震に比して著しく過小であって、このような過小な検討用地震を用いて策定された震源モデルや、この震源モデルを用いて求められた地震動では、浜岡原発の安全性が確保されないことは明らかである。

なお、震源モデルの策定においては、アスペリティの位置等その他の問題点もあるが、これについては必要に応じおって主張する。

イ 内陸地殻内地震

本件原子力発電所に影響を与える活断層の存在については、別に進行中の浜岡原発訴訟控訴審（遡ってその1審から）でも論争点となっている。原告らは、本件においても、原告準備書面1において（P54）、活断層が浜岡原子力発電所の真下を通っているという学説を挙げている。

そもそも、活断層の存在やその長さ等については、断層との区別を含め厳密な証明がなされている訳ではなく、規準地震動策定にあたっての活断層調査及び活断層評価並びにこれに基づく活断層の選定に際しては、「安全 \leftrightarrow 危険」という観点からすれば、極めて「危険より」の評価、選定がなされているに過ぎないのが現状である。

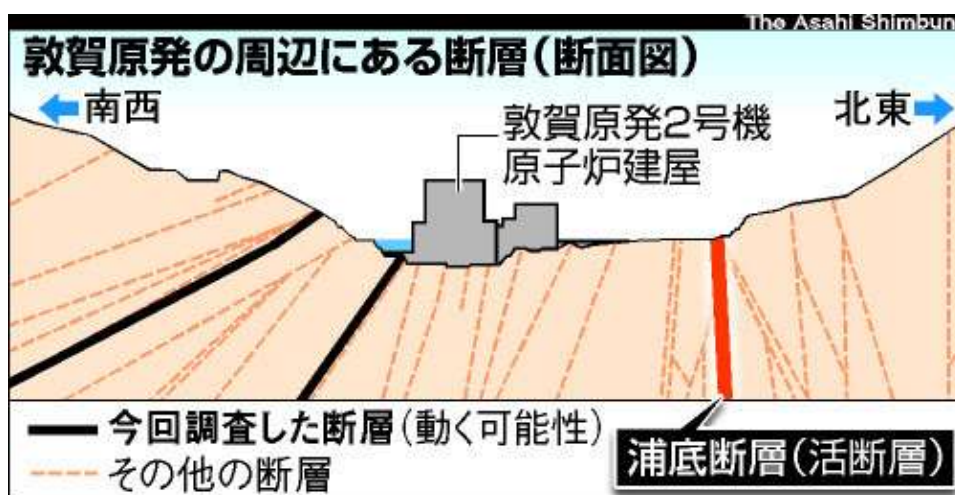
このことは今まで原発訴訟や検討会において学術論争として繰り返されてきたのみで、一般にはあまり知られていなかったが、福島第一原発事故を受けた世論の関心の高まりを背景に、近時、次々と明るみに出ている。

（ア）新潟県中越沖地震と柏崎菟原原発

活断層の評価が極めて甘く、杜撰であったことが如実に示されたのは、先に述べた新潟県中越沖地震である。東京電力柏崎菟原原発は、想定を超える揺れに襲われ、東電は、震源の断層について、当初活断層を否定していたが、後日長さ20kmの活断層と認め、更に、最大36キロと認めた。

（イ）敦賀原発直下の活断層

近時の報道によれば、2012（平成24）年4月24日、経済産業省原子力安全・保安院の現地調査によって、敦賀原発2号機の直下を走る断層が、それまで断層とされてきたが、実は活断層である可能性があることが判明し、廃炉の可能性が取りざたされている。



朝日新聞デジタル・2012年4月24日より引用

(ウ) 藤川河口断層帯

被告がプレート間地震の項で触れている富士川河口断層帯については、平成24(2012)年4月16日付静岡新聞で、従来の評価より10km以上長い約40kmに及び、単独でM8

級の大地震を起こす可能性があるとの調査結果を、静岡大学大学院の林愛明教授がまとめた。

すなわち、内陸地殻内地震における活断層調査及び活断層評価結果は信頼性の高いものではない。その信頼性の低さは、全層を全長に渡って実際に目で見て確認しているわけでもないのだから、当然ともいえる。

また、活断層は実際の地震においては、広がったり、連続したりもする。「あらゆる可能性を考慮して巨大地震・津波を想定すべき」とする観点から、断層の評価に誤りがあり、活断層の真上にあるとの想定もして、耐震性が再検証されなければならない。

被告が現在想定している内陸地殻内地震において、設計上考慮している活断層では、浜岡原発の安全性は確保できない。

ウ 海洋プレート内地震及び震源を特定せず策定する地震動
おって主張する。

(5) 小括

東北地方太平洋沖地震による福島第一原発事故では、設定地震動 S_s が過小であったことが明らかになっている（訴状 P 105 以下）。

即ち、福島第一原発では、原子炉建屋地下における二、三、五号機の東西方向において観測された最大加速度値が最大応答加速度値を上回ったこと、地震動の継続時間が想定よりはるかに長かったこと（約6分間と激しい余震の継続）等で、原子炉1号機において、配管損傷による冷却材喪失事故が発生した蓋然性が極めて高い。

被告が策定したとする3～5号機の基準地震動 S_s では、このような巨大連動型地震には対応できない危険性が十分に存在する。

原子力発電所の放射能漏れ事故による被害の深刻且つ広範性からすれば、その発生の危険性は皆無とされなければならない。浜岡原発は、耐震性において、最新の知見から想定される南海トラフのM9.0以上の地震、並びに原発敷地内を通る断層の存在からして、想定される最悪の地震動に耐えられるものとは到底考えられない。

これは、そもそも浜岡原発の立地選定当初の地震学上の知見不足から、おおよそ原発を建ててはいけなかった危険な立地に、何もしらずに建て

てしまったという取り返しのつかない失敗に起因するものであって、小手先の対策では覆いようのない立地上の根本的な問題である。

浜岡原発の廃炉は免れないものである。

第4 福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応について

1 福島第一原子力発電所事故の概要に関する反論

(1) 事故調・中間報告

被告が、原告の準備書面1に対して、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会による2011（平成23）年12月26日付け「中間報告」487頁等を引用し、「福島第一原子力発電所事故において、圧力容器、格納容器、重要な配管等が地震動によって破壊されたとの事実は確認されていない」と結論づけているが、被告は「中間報告」の趣旨を正確に引用していない。

「中間報告」487頁は、「福島第一原発事故の原因調査に関わって、一部の研究者の間には、津波が襲来する前に、原子炉圧力容器・格納容器・重要な配管類の一部が、地震動により破壊されたのではないかとの指摘もある。当委員会のこれまでの調査では、そうした事実は確認できていない。ただし、地震動による損傷の有無についての最終的な判断は、炉へのアクセスが可能となり、現場の状況が視認できる将来のある時点まで待たなければならない。そこで、当委員会は、津波対策及びシビアアクシデント対策の二つを事前の防止対策に関する検証すべきテーマと設定した。」（下線筆者）としているのである。被告は、下線部分があることを知りながら、これを引用せずに、現時点で確認できていないことをもって、あたかも地震動による破壊がなかったかのような論述をしている。このような訴訟態度は、地域住民のみならず、日本全体の運命すら左右しかねない立地に位置する浜岡原発の安全性が問われる訴訟において許されるものではない。このような不真面目、杜撰な姿勢が、福島第一原発の悲劇を生んだことを、被告は何も理解していない。

(2) 主蒸気逃し安全弁

主蒸気逃し安全弁の不作動について、被告は東京電力株式会社の2012（平成24）年12月2日付け「福島原子力事故調査報告書（中間報告

書)」85、86頁を引いて「主蒸気逃し安全弁が作動したものとされている」と、実際に安全弁が作動したかのように主張するが、同報告書の該当部分は、「本項では、プラント挙動からの課題を抽出するために、現時点で収集できた情報及びそれらの情報を基にした事後的な解析結果も含めて整理している。」との大項目の下、「①解析による挙動の評価」の項に記載された、事故解析コードを用いて行った解析の結果を記載しているもので、必ずしも実際の挙動を記載したものではない。

「主蒸気逃し安全弁から排気された蒸気は圧力抑制室で凝縮される。」との記載も、「解析において、・・・」で始まる文脈に位置づけられており、解析におけるデータに過ぎないと考えられる。解析条件は不明であり、その解析が正しいか否かの検証もなされていない。

被告主張は、主蒸気逃し安全弁の不作動に対する確定的な反論とはなっていない。

(3) スロッシング

更に、被告は、原告が「地震によるスロッシングと、地震動そのものによる荷重が加われば、原子炉格納容器は、破壊してしまう可能性が高い」と指摘していることに対し、「福島第一原子力発電所事故において、圧力容器、格納容器、重要な配管等が地震動により破壊されたとの事実は確認されていない」としているが、これも前記(1)のとおり、現時点で確認されている事項ではない。

さらに、スロッシングに関するシミュレーションなどがなされたとの反論もない。

被告主張は、スロッシングと地震動そのものによる原子炉格納容器破壊の蓋然性を排除するものではなく、当然ながら浜岡原子力発電所においてスロッシングと地震動そのものによる破壊が起る蓋然性は否定できない。

(4) 緊急安全対策に対する行政の評価

被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策を完了しており、原子力安全・保安院の評価でも緊急安全対策は「適切に実施されているものと判断されている」などとして諸機関からの安全性の評価を得ている旨主張している。

しかし、2012（平成24）年3月30日の静岡新聞記事によれば、浜岡原子力発電所1、2号機について、被告が国から求められて平成24年3月29日に提出した、新耐震指針に照らした耐震安全性評価について、静岡県の危機管理監からは、「福島第一原発事故の教訓も十分盛り込まれていない」と指摘され、また、県からは、長周期の揺れでプールの水が激しく揺れる「スロッシング」の想定の高さを指摘されている。

2 津波に対する安全対策と緊急安全対策の強化について

(1) 21m津波

平成24年3月31日、政府が設けた有識者会議である「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長・阿部勝征東京大学名誉教授）は、南海トラフ沿いで東日本大震災並みのマグニチュード9.1の地震が起きた場合に、発生する可能性がある津波高について発表した（なお、南海トラフとは、駿河湾から日向灘にかけて延びる海溝をいう。）。

同発表によると、浜岡原発付近の津波高は、最大21メートルであるとのことである。これは、現在工事が進められている防波壁の高さ18メートルを超える高さであり、敷地内が浸水することを意味している。単純な津波高だけを考えても、防波壁を3メートルも超える津波が襲来することとなり、猛烈な勢いで大量の海水が一気に敷地内に流入することとなる。

被告は、被告準備書面1において18メートルを超える津波は襲来しないと主張しているが（94頁）、同主張に科学的根拠が何ら存しないことが同

発表により明らかとなった。

(2) 防波壁と位置エネルギー変換

さらに、既に訴状（174頁）にて主張したとおり、津波が防波壁にぶつかると、前進してきた運動エネルギーが位置エネルギーに変換して、津波高が2分の1加算され、連続して前方の障害物を乗り越えていく。したがって、同発表を前提とすれば、防波壁は30メートル以上ないと津波の侵入は防げず、18メートルの防波壁では津波は優に防波壁を越え、大量の海水が猛烈な勢いで原発敷地内に流入し、全く想定し得ない重大な事態が生じることが考えられる。

(3) なだらかな砂丘による遡上効果

また、津波がなだらかに遡上してきた場合には、津波はそのままの高さを保ちながら陸地に上がっていく。被告の防波壁は、T. P. +10ないし15メートルの砂丘堤防に、天端高さがT. P. +18メートルとなるように築くとされている（被告準備書面（1）124頁）のであるから、防波壁自体の高さは3ないし8メートルである。

そうすると、なだらかに遡上する津波は、海面からの水位ではなく津波自体が約21メートルの高さを保ったまま砂丘堤防を遡上するので、3ないし8メートルの防波壁を優に乗り越えることは明らかであり、そのままの高さを維持したとすれば、防波壁を13～18メートルも上回る津波が施設内に流入することとなる。

(4) 浸水深さと浸水防止対策

以上によれば、浸水深さも被告の試算による最大2ないし3メートル程度（T. P. +8ないし9メートル）に止まるということはありません。浜岡原発の敷地高（グラウンドレベル：GL）は、T. P+6～8m²なので、防波壁を10m上回る津波が押し寄せた程度の場合であっても、浸水高はT.

² 被告準備書面1・61頁

P 1 6～1 8 mとなり、被告が強化扉や給排気口、配管貫通部の浸水防止対策として仮定しているT. P. + 1 5メートルを上回る。

(5) 浸水深さと災害対策用発電機

また、防波壁を1 8 m上回る津波の場合、T. P. 2 4～3 2メートルの深さで浸水することが予測できる。

被告によれば、災害対策用発電機はT. P. + 1 6～+ 3 0メートルの高さに設置されているとされている（被告準備書面（1）1 1 9頁）。しかし、上記のように、T. P. + 1 0～1 5メートルの砂丘堤防を、約2 1メートルの高さを保ったままの津波が遡上するのであるから、津波の遡上高はT. P. + 3 6メートル（GL 2 8～3 0メートル）に達するおそれがある。したがって、T. P. + 3 0メートルの高さに設置した発電機であっても浸水する危険性が十分にある。

被告によればT. P. + 2 5メートル以上の高台に配備したという電源及び空冷式可搬式ポンプ（被告準備書面（1）1 1 7頁）についても、同様に浸水を免れない。

(6) 福島第一原発との比較

被告は、福島第一原発に襲来した津波による事故を前提に、浜岡原発における津波対策を講じているが、浜岡原発に襲来する津波と福島第一原発に襲来した津波は同一ではない。浜岡原発内に流入する海水量や流入の勢いは、福島第一原発のそれを大きく凌ぐものとなることは十分に考えられる。

さらに、被告は、福島第一原発における事故においては偶々生じなかった事象を一切捨象しているが、貨物船等が沖合を通る浜岡原発においては、福島第一原発事故で生じなかった事象、たとえば船舶が津波に流されて敷地内に突入し建屋を損壊させるといった事象が発生する可能性もある。

被告が福島第一原発で生じた津波による被害を前提として、浜岡原発では生じさせないということを立証したとしても、浜岡原発で事故が起きないこ

とを立証したことにはならないのである。

(7) 最悪の想定とは

前記(1)に記載した、内閣府の想定—南海トラフにおけるマグニチュード9.1の地震—とて万全ではない。過去には、1960年、チリにおいてマグニチュード9.5の巨大地震(プレート境界型地震)が発生しているのである。そして、このチリ地震も、単に「観測史上最大」であるに過ぎず、これ以上の地震が有史以来発生していない根拠とはならない。むしろ、過去には、マグニチュード9.5以上の巨大地震が発生していた可能性のほうが遙かに高いのである。2011(平成23)年秋、日本地震学会では、マグニチュード10すら想定しなければならない、との議論さえ行われていた。

したがって、プレート境界上に存在する浜岡原発の立地に最悪の想定をした、と言いうるには、観測史上最大のマグニチュード9.5を想定地震とすべきである。

我々人類は、自然に対する畏敬の念を決して忘れてはならず、このことは本件原発の安全性を考える上でも必須の事である。

3 液状化がもたらす危険性

(1) 原発敷地の変遷

訴状に詳細に記載した通り、本件原発敷地は、砂浜や砂丘、河川を埋め立てて盛り土をして造成された土地である。

(2) 液状化現象発生の可能性

ア 埋立地における液状化

液状化現象が発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋立地などがほとんどであるが、近年の研究では、旧河川跡や池跡や水田跡なども発生しやすい地質であることが分かってきている。このことは、東北地方太平洋沖地震の際に、埋立地として有名な浦安市が液状化現象によって甚大な被害を被ったことから裏付けられるものである。

本件原発敷地や周辺施設は砂浜や砂丘、河川を埋め立てて造営された土地であり、液状化の発生する危険は極めて高いものといえる。

イ 過去の液状化

旧浜岡町で液状化現象がみられたこと、静岡県も浜岡原発の敷地のほとんどが液状化の可能性があるとして予測していることは訴状でも主張の通りである。

液状化した土地であっても、再液状化する事例は散見される場所であり、過去の地震によって液状化した土地について、再液状化の危険はなくなるものではない。

以上のように、浜岡原発の地盤や土地に関する歴史的観点からすると、浜岡原発の敷地においては液状化の危険は非常に高いものといえることができる。

(3) 液状化現象による原発の諸設備の損傷

液状化による原発諸設備の損傷の危険性については、訴状で主張のとおりである。実際に、福島第一原発事故では、5号機、6号機に外部電源を供給していた送電線鉄塔が倒壊し、ステーションブラックアウトを招いたのであるが、倒壊の原因は、敷地造成の際に谷を埋めた盛り土が液状化によって崩れた可能性が高いという分析結果を、東京大学の鈴木雅一教授がまとめている。

(4) 液状化現象への対策

被告準備書面(1)第7, 1(1)及び同(2)において、地盤や地層、液状化に関する具体的記述はない。

被告は、福島第一原子力発電所事故の原因を津波のみに求め、経済産業大臣も、同様に津波によって「全交流電源喪失」及び「海水冷却機能喪失」が発生した場合に備えるものとして緊急安全対策の指示をしているのみで

ある。

したがって、被告における福島第一原子力発電所の事故を踏まえた対応は、前述の福島第一原子力発電所の送電線鉄塔の倒壊といった液状化現象に起因する諸設備への損傷については手つかずのままです。

(5) 結論

浜岡原発の敷地は、液状化が危惧される危険な土地であるにもかかわらず、被告は液状化を十分に考慮せず、有効な対策を講じていない。被告が被告準備書面（1）記載の安全対策として、空冷式の可搬式動力ポンプの発電所敷地内高台への配備等をしたとしても、前述のように、液状化対策がなされないのであれば、原子炉建屋自体も傾く、地下の配管などの構造物が破断するなどして破壊されるなどの被害は防止できないものである。また、そもそも液状化現象を有効に予防する対応策は現状皆無であるといえる。

従って、浜岡原発は立地において非常な危険を内包し、それに対する備えもなされていないのであるから、原子力基本法14条、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律23条1項、24条1項4号に基づいてなされた、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」に違反した違法な原発であり、廃炉を免れないものである。

第5 地方自治体の状況

1 静岡県内市町議会の決議、意見書の可決、及び請願の採択等

静岡県内35市町議会における、浜岡原子力発電所に関する決議、意見書の可決、請願の採択等の状況は、別表①のとおりである。

この表の①部分は、2012（平成24）年1月ころ及び4月に、原告訴訟代理人らが静岡県内の市町議会事務局から得た回答書に基づき作成したものである。同回答書によれば、静岡県内35市町議会のうち24市町議会が、浜岡原子力発電所について、①無条件に再稼働禁止・廃炉・永久停止を求めるか、②再稼働に万全・確実な安全対策を条件とするか、③再稼働に住民の理解を条件とするかしている（別表網掛け部分）。

特に、浜岡原子力発電所30キロ圏内に位置する11市町議会についてみると、浜岡原子力発電所の存在する御前崎市議会を除くすべての市町議会が、前記①②③を求めている。

しかし、この②の万全・確実な安全対策を取りえないことは、これまでの原告主張から明らかである。いくら被告が万全と想着いても、実際には自然の猛威の前には限定された想定のもとで作られた原発の安全策など無策に等しいことは福島第一原発事故がよく証明している。東京電力を始めとする電力会社が、事故前は、原発は万全・確実な安全対策を取っているのに事故などありえないと主張していたことは周知の事実である。

また、この③の住民の理解も得られていない。2012（平成24）年3月13日付け中日新聞朝刊には、同社と静岡大の共同調査の結果が掲載されている。その結果によれば、「浜岡原子力発電所は今後どうしたらいいと思いますか」との質問に対し、回答者である静岡県民のうち、35%が「このまま停止を継続」と回答し、33%が「直ちに廃炉」と回答している。合計すれば、68%が浜岡原子力発電所の再稼働を許していない。

以上によれば、静岡県内35市町議会のうち、その過半数である24市町議会が、浜岡原子力発電所の再稼働を認めていないと評価しうる。

2 静岡県内市町の首長の意見

静岡県内35市町の首長の浜岡原子力発電所に関する意見は、前記、2012（平成24）年3月13日付け中日新聞によれば、別表①のとおりである。

同報道によれば、静岡県内35市町の首長のうち18首長が、①無条件に再稼働禁止・廃炉・永久停止を求めるか、②再稼働に万全・確実な安全対策を条件とするか、③再稼働に住民の理解・同意、住民の安全・安心を条件とするなどしている（別表網掛け部分）。

浜岡原子力発電所30キロ圏内に位置する11市町の首長についてみると、そのうち7首長が、前記①②③を求めている。

②の万全・確実な安全対策を取りえないこと、また、③の住民の理解・同意、住民の安全・安心を得ることができていないことは、前記1で述べたとおりである。

結局、静岡県内35市町の首長のうち、その過半数である18首長が、浜岡原子力発電所の再稼働を認めていないと評価できる。

3 小括

以上から明らかになったように、静岡県内の市町議会及び首長の過半数が、浜岡原子力発電所の再稼働を認めていない。

このように議会及び首長の過半数が浜岡原子力発電所の再稼働を認めていない事実は、静岡県民である原告の人格権が浜岡原子力発電所の再稼働・運転等により侵害される具体的危険性が存在することを地方自治体が認めていることを如実に顕したものである。

第6 「3. 11」から1周年後の動き

1 はじめに

あの3. 11から1年が経過した。史上最大最悪の公害といわれる福島第一原発の事故は、1年を経ても未だ大きな被害を及ぼし続けているが、人々の原発に対する意識は、この1年で大きく変わった。

日々のテレビや新聞等のニュースで、人々の意識の変化とその行動は、裁判所には顕著だと思われるが、身近な新聞記事で（静岡・名古屋版を中心に）この点を明らかにしたい。なお、これらは報道された一部であり、文字通り草の根的に各地で多数の集会等が行われた。

2 「3. 11」1周年の動き

たくさんの様々な市民たちが、原発のない日本を目指して、日本列島各地でそれぞれの地元で、草の根の「さよなら脱原発」の集会やパレード、講演会を企画し、行った（資料1～7）。

地元静岡では、原発をなくそうをスローガンに「3. 11メモリアル行動」として、静岡市や浜松市など8市2町で、集会・パレード・講演会が行われた。静岡市で開かれた「3. 11メモリアルひまわり集会」では1100人もの人々が参加した（資料2の2）。

名古屋でも「明日につなげる大集会」が行われ、約5000人が参加し、集会とパレードを行った（資料1、2の1、3の2、4、5）。

被災地の地元福島では、「3. 11福島県民大集会」が行われ、郡山に約1万6000人が駆けつけた（資料2の3、3の2、5、6）。

東京では日比谷公園に約1万4000人、井の頭公園には約8000人が、永田町では国会議事堂を1万人以上が取り囲み「人間の鎖」を作った（資料2の1、5、7）。

大阪では、大阪市内だけで「なくそう府民集会」など大規模な集会が2カ所であり、計約1万5000人が参加した（資料、2の2、5）。

このように、脱原発に向けて人々の意識は変わりつつある。

3 世界の動き

日本以外の世界でも、1周年を区切りに脱原発の動きが活発になっている（資料7～11）。

韓国のソウルでも脱原発を訴える集会が開かれ、市民ら5000人以上が参加した（資料8）。

また、ドイツでも「フクシマは警告するー原発いま閉鎖を」合い言葉に、6つの原子力関連施設周辺でのデモに約2万人が集まり（資料9）、ブラウンシュヴァイク周辺では2万4000人が参加し、たいまつに火をともしながら全長約80キロの「人間の鎖」をつくり原発反対を訴えた（資料10）。

さらに、原発大国のフランスにおいても、市民グループが原発や各関連施設が密集する地域の約230kmを断続的に手を繋いで結ぶ「人間の鎖」を実施し、約6万人が参加し、同国では過去最大規模の反原発の催しとなった（資料7、9）。

スイスでも約8000人が原発の運転の即時停止を求めるデモを行った。さらに、台湾でも3000人が原発ゼロを掲げてデモ行進が行い（資料11）、イギリスではデモと座り込みが（資料7、11）、アメリカでも脱原発を訴える集会が行われた（資料10、11）。

このように、世界レベルにおいても、福島第一原発事故は大きな影響を及ぼし、脱原発が世界の大きなうねりとなってきている。

4 再稼働の動きに関連して

現時点（2012（平成24）年5月17日）において、我が国で稼働している原発は0であるが、3.11から1周年の節目の時期を迎え、中日新聞が静岡大学と共同で浜岡原発の再稼働についての静岡県民の意識調査を行った（資料12～14）。

その結果、再稼働に反対する人は68%、菅前首相の停止判断を支持する人は86%にもものぼった（資料12）。また、再稼働について静岡県内の全35市町の首長に質問した結果、6割の21市町の首長が否定的であった。原発から半径30km圏の11市町で見ると、再稼働は地元の御前崎市町だけで、8市町長が反対している（資料12～14）。

静岡新聞の全国世論調査では、原発への依存度を段階的に下げ将来は原発をなくす「脱原発」という考え方に「賛成」（44%）、「どちらかといえば賛成」（36%）を合わせると80%に上がることが、震災後1年の全国面接世論調査で分かった（資料15）。

また、静岡新聞の浜岡原発の再稼働についての県民アンケート調査では、回答者の5割以上が「再稼働は認めず廃炉にすべき」と考えていることが分かった（資料16）。

県内の全35市町を対象とした自治体のアンケート調査では、浜岡原発

の地元4市（御前崎、牧之原、菊川、掛川）を含む17市町が「東京電力福島第一原発が未だに収束しない中、住民の理解が得られない」などを理由に明確な回答を避けたりして無回答の市町も多かったが、「再稼働は認めず廃炉にすべき」と回答した自治体は34.2%あり、その前年の6月の調査時と比べて22.8ポイントも上昇した（資料16）。

さらに、浜岡原発の再稼働について、静岡市葵区での街頭投票では、2時間ほどで865人が回答し、「永久停止・廃炉には賛成」が704人（82%）、「再稼働に賛成」が78人（9%）、「わからない」が83人（9%）であった（資料17）。

このように、浜岡原発の再稼働については、多くの県民及び市町が、反対の意思表示をしているだけでなく、廃炉までも望んでいる。

5 問いかけられるもの

3.11から1年、私たちは変わったのだろうか、これが今問いかけられている。国も県も変わっていないのではないか（資料18）。

現状はどうか。政府は原発の再稼働に前のめりになり、原発の海外輸出に何のためらいもなく、国民の知りたいエネルギー計画は進んでいるようには見えない。日本の原子力政策は何も変わってないように見える。

従って、政治が変わらなければ政治に頼むのではなく、私たち自身が変わらねばならない。主権者である私たちが変わらねばならないのである。

そして、私たちが前進するためには絶えざる自戒と反問が必要である。1年前の不幸な出来事は、恐るべき程多くの犠牲のうえに、未来の真剣な考察を私たちに重く課した。私たち一人ひとりが変わらねばならないのである（資料18）。

裁判所も、残念ながら、これまで原発訴訟が提起されてから30年以上「国策」を前に、原発に正面から向き合っただけでこなかったことが指摘されている（資料19）。

しかし、司法は司法の立場で、正しく誠実に原発及び原発事故の危険性と向き合っ、人権の最後の砦としての役割を果たすべき時が、今こそ来ている。行政・立法に対する不信が未だ根強く続いている中、史上最大最悪の公害に見舞われ歴史的転換期の真ただ中の今、司法への信頼は決して失われてはならない。

第7 被告準備書面（1）「結語」について

我々は昨年3月11日の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）から何を学ばなければならないのか。我が国の地震学者の多くの者が、東北地方太平洋地震の発生後、「想定外の地震だった」と繰り返した。平成23年10月中旬に静岡市で開催された日本地震学会の秋季大会では、多くの学者が「敗北」を認めていた。平原和朗・日本地震学会会長は「多くの学者にとって敗北と言わざるを得ない」と述べている（平成23年10月27日、朝日新聞の記事）。地震学者でさえ、自然の猛威が人智を超えるという現実を受け入れたのである。従って、3.11後の我々は、自然の猛威は人智を超える、しかも容易に超えるという事実を謙虚に受け入れなければならない。

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、2012年（平成24年）3月31日、「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」を公表した。この報告書の「はじめに」によれば、「本検討会における地震・津波の想定は、昨年9月28日に公表された、中央防災会議『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会』報告に示された考え方に基ついて作成したものである。すなわち、同報告において、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、『あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである』とされており、（中略）。今回公表した震度分布・津波高は、このような考え方に沿って推定したものである。」という。それでも、「南海トラフの巨大地震の震源断層モデルを検討するに当たり、南海トラフで発生した過去地震に加えて、世界の海溝型地震の震源断層モデルを調査し、それらの特徴等を整理した」（同報告書P2）というのであるから、同報告書も「おわりに」で自認しているように、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、震度分布・津波高はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに注意が必要である」のであり、「あくまで現時点の科学的知見に基づいたものであ

り、例えば、現時点の古文書調査、津波堆積物調査等の科学的知見では南海トラフにおける過去の巨大地震の姿の全容が解明されたわけではないことから、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証し、必要に応じて修正していくべきものである」ということで、同報告書で想定した震度分布・津波高を超える程度の地震・津波が起きうることが前提とされているのである。

それでも、同報告書は、「これまでの想定地震への真摯な反省の上に立って、幅広い分野の、現時点の最新の科学的知見を駆使して得られた成果である」というから、その成果を我々も真摯に受け入れるべきである。同報告書では、本件浜岡原子力発電所のある御前崎市の最大クラスの地震での震度は「7」とされ、最大クラスの津波高は「21.0m」と想定された。防災対策を考えるうえで、この位の地震・津波を想定すべきだとされたのである。同報告書は、「より安全性に配慮する必要がある個別施設については、個別の設計基準等に基づいた地震・津波の推計が必要である」（同報告書P36）とも指摘しているのであるから、最も安全性に配慮する必要がある原子力発電所においては、さらに大きな地震・津波を考えなければならないのは当然のことである。

震度7で本件原子力発電所の諸施設が安全に保たれるのか疑問である。

運転中の場合、制御棒が設計通り挿入できるか疑問である。

21mの津波が襲ってきたときに安全であるかはなはだ疑問である。

なお、政府の地震調査委員会は、2012年（平成24年）1月11日、今後30年以内に東海地震が起こる確率は88%と公表した。この想定東海地震を超える巨大な地震・津波が発生することも想定されなければならないことは、前述のとおりである。

3. 11のフクシマを経験した以上、本件原子力発電所において、これまでのいわゆる想定東海地震に対する対策では全く不十分であることは誰の目にも明らかである。世界一危険な原子力発電所であるとの評価を世界中から受けているのであるから、被告は、そういう評価を謙虚に受け入れ、直ちに本件

原子力発電所の廃止を決断すべきである。

第8 求釈明事項

原子力発電所のように、事故が発生した場合、極めて広範な地域に対し、深刻かつ半永久的な影響を与える施設においては、少なくとも、最新の知見に基づき想定されうる最悪のケースに対しても耐えうる構造となっていなければならないことは言うまでもない。

東日本大震災の深刻な被害を受けて内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が設置され、2012（平成24）年3月31日、同検討会は、「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」を発表した。同報告においては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とされており、また、「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることを見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある。」とされているところである。

そして、南海トラフの連動地震が発生した場合、マグニチュードは9.0以上、静岡県付近では震度7、御前崎市付近では21mの津波が想定されている。

以上を踏まえ、以下の釈明を求める。

1 地震動

- (1) 浜岡原発3から5号機の設計段階において、震度7の地震が耐震設計上考慮されているか。
- (2) 現段階においてはどうか

2 津波

- (1) 被告の津波対策は、21mの津波高を想定したものであるか。
- (2) 遡上高
 - i 奥尻島の例にあるように、斜面をそのままの高さで遡上することがあり、この場合、津波高を超える地上高に容易に達する場合がある。

ii また、津波前面に防波堤等があった場合、運動エネルギーが位置エネルギーに変化し、津波高は1.5倍程度まで増高することも知られている。

以上のような各効果は、当然に複合的に発生することがありうる。被告は、2.1mの津波高に対し、これらの各効果につき、単独で現れた場合、あるいは複合的に現れた場合のシミュレーションを行っているか。また、行っている場合、最大何mまでの遡上高が予想され、浜岡原発における浸水高は、GLに対し、何mとなることが予想されるか。

3 スクラム

被告は、震度7において、多様な周期を想定し、かつ、縦揺れと横揺れが同程度のものと仮定した上、両者をミックスした3次元解析によって、スクラムが成功するか否かについてのシミュレーションを行っているか。

以上